

個人番号が未記載の場合に書類を受理できないと定められている書類の一覧

○ 金融機関等に提出される税務関係書類のうち、個人番号が未記載の場合には受理することができない旨を税法上規定している書類は以下のとおり。

1. 特定口座の開設

- ・ 特定口座開設届出書

2. 非課税口座の開設等（NISA）

- ・ 非課税適用確認書の交付申請書
- ・ 非課税口座開設届出書

3. 未成年者口座の開設等（ジュニアNISA）

- ・ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書
- ・ 未成年者口座開設届出書

4. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）

- ・ 非課税貯蓄申告書
- ・ 非課税貯蓄限度額変更申告書

5. 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）

- ・ 特別非課税貯蓄申告書
- ・ 特別非課税貯蓄限度額変更申告書

○ 金融機関等に提出される税務関係書類のうち、個人番号を記載の上、提出させた後でなければ、支払をすることができない旨を税法上規定している書類は以下のとおり。

- ・ 利子等の告知書

※無記名公社債等の利子等の支払を受ける場合に提出しなければならないとされている。